

岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付要綱

(令和6年告示第54号)

(趣旨)

第1条 この告示は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の市内への移住を伴う県内就職を支援するため、県と共同して行う岐阜県地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、本市に移住する見込みの者が、本要綱に掲げる支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することについて、岐阜県地方就職学生支援事業の交付実施要領及び本巣市補助金等交付規則（平成16年本巣市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の額等)

第2条 地方就職支援金の金額は、第4条第1号イ（ア）の採用選考活動に参加するために要した往復交通費の額（1,000円未満切捨て）とし、1万1,000円を上限とする。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金の交付回数は、1人1回を限度とする。

(交付対象者)

第4条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

(ア) 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議）に則し、卒業年度の6月1日以降の採用選考活動に参加し、10月1日以降に次号アの要件を満たす企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に本号イ（ア）の内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他県又は市が地方就職支援金の支給対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 就業先企業に関する要件

- (ア) 勤務地が県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付申請)

第5条 申請者は、岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、内定等証明書（様式第2号）、交通費の領収書の写し及び本人確認書類の写しに加え、前条各号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 前条の申請内容が適正でないと認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における地方就職支援金の交付が不可であるときは、岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 地方就職支援金の交付決定及び額の確定を受けた者は、岐阜県地方就職学生支援事業における本巣市地方就職支援金交付請求書（様式第5号）により、速やかに市長に請求しなければならない。

（地方就職支援金の交付）

第8条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請のあった日から3か月以内に地方就職支援金の交付を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市は、岐阜県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、規則第25条により岐阜県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、規則第21条により地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業している企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 地方就職支援金の申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす内定先企業へ就業しなかった場合

イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

ウ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号アの要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）

エ 本市への転入日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合

オ 虚偽の申請であること、居住、就業等の実態がないこと等が明らかとなった場合

(2) 半額の返還

本市への転入日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。